

Ⅶ 県立高等学校の授業料等及び修学支援制度

Ⅰ 授業料・入学料・入学検定料、１人１台端末について

令和８年度の授業料等は次のとおりです。（条例の改正により、額が改定されることがあります。）

区 分		授業料	入学料	入学検定料
全日制の課程		118,800 円	5,650 円	2,200 円
定時制の 課程	単位制による課程以外の もの	32,400 円	2,100 円	950 円
	単位制による課程である もの	1 単位につき 1,740 円	2,100 円	950 円
通信制の課程		1 単位につき 336 円	500 円	

※校納金（教科書等の教材費、PTA・後援会費、修学旅行積立金等）は各高等学校の定めにより別途納めていただく必要があります。

【１人１台端末について】

県立高校では、１人１台端末を使用した授業が開始されております。端末については、「BYOD (Bring Your Own Device) : 個人所有の端末を活用すること」で実施しているため、原則として個人で準備していただきます。

機種等について、指定している高校もあるため、詳細については入学時に各高校から説明があります。

また、貸出用も用意しておりますので、必要な場合は各高校に御相談ください。

２ 修学支援制度

(Ⅰ) 就学支援金(授業料関係)制度

県立高校の授業料は、平成 26 年 4 月以降入学する生徒から、保護者の所得が一定額未満の場合は、国から支給される「就学支援金」の受給を申請することができ、認定された場合は原則保護者が負担することはありません。令和 8 年度から所得制限が撤廃されました。

区 分	概 要
対象者	世帯年収に関わらず高等学校等に通う日本人等の生徒
支援金支給額 (授業料と同額)	・ 公立全日制 : 年額 118,800 円 (月額 9,900 円) ・ // 定時制 : // 32,400 円 (月額 2,700 円) ・ // 定時制(単位制): // 52,200 円 (30 単位履修の場合) ・ // 通信制 : // 10,080 円 (30 単位履修の場合)
備 考	令和 8 年度より対象者の範囲が広がりました。返済は不要です。申請後、日本国内に住所を有し、国籍・在留資格等の要件が認められ、受給資格を得ると授業料に対し「高等学校等就学支援金」が支援されます。

(2) 奨学のための給付金制度

低所得世帯の教育費の負担を軽減するため、返済の必要がない給付型の奨学金を支給します。(額は毎年改定があります。令和8年度の額は次のとおりです。)

区 分	概 要																	
対象者	・平成26年4月以降入学する新1年生から ・保護者が静岡県内に居住している者 ・生徒の国籍が以下のいずれかに該当する者																	
国籍・ 在留資格等	1 (1) 日本国籍を有する者 (2) 特別永住者 (3) 永住者 (4) 日本人の配偶者等 (5) 永住者の配偶者等 (6) 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 (7) 家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者 2 (1)以外の者																	
所得制限	生活保護世帯又は保護者等の「市町村民税所得割」と「道府県民税所得割」が所得基準を満たす世帯が対象																	
支給額	<table><tr><th>所得基準</th><th>全・定時制</th><th>通信制</th></tr><tr><td>生活保護世帯</td><td>32,300 円</td><td>32,300 円</td></tr><tr><td>非課税世帯</td><td>143,700 円</td><td>50,500 円</td></tr><tr><td>所得割額合計が100 円以上 105,500 円未満の世帯</td><td>47,900 円 (国籍2は対象外)</td><td>16,830 円 (国籍2は対象外)</td></tr><tr><td>所得割額合計が105,500 円以上 182,500 円未満の世帯</td><td>35,930 円 (国籍2は対象外)</td><td>12,630 円 (国籍2は対象外)</td></tr></table>			所得基準	全・定時制	通信制	生活保護世帯	32,300 円	32,300 円	非課税世帯	143,700 円	50,500 円	所得割額合計が100 円以上 105,500 円未満の世帯	47,900 円 (国籍2は対象外)	16,830 円 (国籍2は対象外)	所得割額合計が105,500 円以上 182,500 円未満の世帯	35,930 円 (国籍2は対象外)	12,630 円 (国籍2は対象外)
所得基準	全・定時制	通信制																
生活保護世帯	32,300 円	32,300 円																
非課税世帯	143,700 円	50,500 円																
所得割額合計が100 円以上 105,500 円未満の世帯	47,900 円 (国籍2は対象外)	16,830 円 (国籍2は対象外)																
所得割額合計が105,500 円以上 182,500 円未満の世帯	35,930 円 (国籍2は対象外)	12,630 円 (国籍2は対象外)																

(3) その他の修学支援制度

「就学支援金」や「奨学のための給付金」のほかにも、次のような支援制度があります。

修学支援 制度の名称	遠距離通学費補助	定時制・通信制修学補助金		定時制・通信制 修学資金貸与(無利息)	貸与型奨学金(無利息)	
		教科書	夜食費		教育資金	奨学金
対象者 課程等	全日制・定時制	定時制・通信制	定時制	定時制・通信制	高等学校 特別支援学校高等部(本科)	高等学校 高等専門学校
申請条件	通学定期代が月 15,000 円を超える者	有職者(年 90 日以上就労)等		・有職者(通年就労)(バイト可) ・単位履修登録要件あり	・保護者県内在住 ・成績要件あり (原則、中学 3.5 以上、高校 3.0 以上)	・保護者県内在住 ・成績要件なし
所得制限	保護者等全員の「市町村民税の所得割額」と「道府県民税所得割額」の合算額が 182,500 円未満 (世帯年収の目安は 490 万円程度未満) ※ 規則の改正により、所得制限基準が改定されることがあります。				主たる家計維持者	世帯全員
					収入額や家族構成に 基づく認定所得が収 入基準以下 (年収の目安) 4人世帯 807 万円未満	・生活保護世帯 ・市町村民税非課税世帯 ・市町村民税減免世帯 ・生活保護基準の 1.5 倍未満 (年収の目安)4人世帯 425 万円未満
対象経費	通学定期購入費	教科書購入費	給食費	学資	教科書費他学校教育費	
給付・貸与額	月 15,000 円を超え る額の 1/2 もしく は 3/8 以内 (※所得割額による)	教科書等を購入した 実費もしくは 3/4 以内 (※所得割額による)	109 円/食	14,000 円/月 もしくは 10,500 円/月 (※所得割額 による)	自宅 216,000 円/年(月額 18,000 円) 自宅外 276,000 円/年(月額 23,000 円)	
返還等	—	—	—	原則として返還してい たしますが、 <u>卒業し た場合は申請により返 還が免除されます。</u>	<u>高校卒業後に返還していただきます。</u> 大学等に 進学した場合は、返還を猶予することができます。	

(4) その他

一部市町、各種団体にも奨学金制度があります。詳しくは、各市町の奨学金担当、又は入学先の高等学校に問い合わせてください。